

## 「大臣認定の更新手続き」についてのご案内

令和3年11月5日

令和5年4月変更

一般財団法人建設業技術者センター

日頃より建設業技術者センターの交付業務にご協力いただき誠にありがとうございます。

監理技術者資格者証（以下、「資格者証」という）の交付を、有効期限が平成34年4月25日の大臣認定の資格で受けている方は、「資格者証の更新申請」とは別に「大臣認定の更新手続き」が必要です。

大臣認定の有効期限までの1年以内に、監理技術者講習を受講したうえで、次ページの「大臣認定更新の流れ」に沿って、様式1「大臣認定更新申請書」で手続きを行ってください。

### ◆ご注意◆

1. 大臣認定者は建設業技術者センター（以下、「当センター」という）に「資格者証の更新申請」を行っても、国土交通省に「大臣認定の更新手続き」を行わなかった場合、資格者証は交付されません。また、資格者証は通常の申請と違いすぐには届きません。大臣認定書が更新（発送）されたことを確認後、現在お持ちの資格者証の有効期限ごろにお届けする予定ですが、作業の都合上お届け時期が有効期限から一週間程度超える場合がありますので予めご了承ください。
2. 「資格者証の更新申請」と「大臣認定の更新手続き」は別々の手続きです。提出書類、提出先及び申請期間をよく確認し、お間違いないようお願い致します。

### 【大臣認定更新の受付、書類送付に関する質問】（令和5年4月変更）

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係

03-5253-8111（内線24744）

★大臣認定者であるか不明な場合はこちらへお問い合わせください。

※問合せ先の変更に伴い、「大臣認定更新申請書」の郵送先も変更になりました。

（次ページの「大臣認定更新の流れ」参照）

### 【資格者証の更新申請に関する質問】

監理技術者資格者証交付機関 （一財）建設業技術者センター

TEL：03-3514-4711 平日10:00～17:00（年末年始休み）

# ～大臣認定更新の流れ～

大臣認定の有効期限が 平成34年4月25日の方

## 1. 大臣認定更新申請の準備（監理技術者講習受講後）

### <必要な書類>

#### (1) 大臣認定更新申請書

※次ページの「様式1」を使用してください。

※大臣認定の有効期限前1年以内に受講した『監理技術者講習修了履歴』（→右図のサンプル参照）の拡大した写しを貼付

※資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴を貼付された方、または修了履歴が印刷されている方は、その拡大した写しを貼付

#### (2) 現在交付されている大臣認定書（→右図のサンプル参照）の写し

※有効期限が平成34年4月25日のもの

※紛失された方は本籍記載の住民票を提出

#### (3) 本籍記載の住民票1通（本籍・氏名に変更がある方のみ）

※住民票が添付されない場合は変更なしと致します。

※外国籍の方は、国籍の記載された住民票を提出

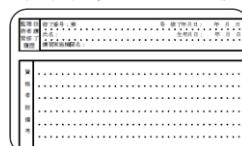
#### (4) 切手440円分（認定書送付簡易書留料）

※認定業種別に認定書を送付いたしますので、複数業種を更新される方は更新する業種分の簡易書留料が必要となります。

### ※監理技術者講習修了履歴

監理技 術者講 習修了 履歴	修了番号：第 9999-999999999999 号	修了年月日：平成〇年〇月〇日
	氏 名：○○ ○○	生年月日：昭和〇年〇月〇日
	講習実施機関名：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○

### ※資格者証裏面の修了履歴



#### (2) 大臣認定書の写し

サンプル

番号 14XXXXXX

認定書

本籍 ○○県  
氏名 ○○○○  
生年月日 平成〇年〇月〇日生

上記の者を、○○○事業に関し建設業法第15条第2項に掲げる者と同等以上の能力を有するものとして認定する。  
ただし、認定は平成34年4月25日まで有効とする。

平成〇年〇月〇日

国土交通大臣 ○○○○

## 2. 申請書類の郵送

### <申請期間> 令和3年11月1日から令和4年1月31日（必着）

### <郵送先> 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係 宛

※必要な書類を全て同封し、郵送してください。

※封筒の表に「大臣認定更新申請」と赤で記入してください。

※郵便局留のため、宅配便・メール便での送付はできません。郵便をご利用ください。

※申請書の郵送には、配達の記録が残る「簡易書留」をお奨めします。

### <問合せ先>

・大臣認定更新申請受付、書類送付に関する問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係  
03-5253-8111(内線24744)

## 3. 『大臣認定書』の交付

※『監理技術者資格者証』の申請をされる方は、

（一財）建設業技術者センター TEL: 03-3514-4711(平日 10:00 ~ 17:00) にお問合せください。

※この内容は、国土交通省のホームページ

([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const Tk1\\_000055.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const Tk1_000055.html))でご確認できます。

# 大臣認定更新申請書

国土交通大臣 殿

建設業法第 15 条第 2 号ハに基づき、下記の業種に関し、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者としての認定を更新したいので、関係書類を添付して申請します。

申請日： 年 月 日

フリガナ		フリガナ	
氏名		通称名	注 1
生年月日	大正昭和	年	月
本籍	都道府県	国籍	注 2
現住所	〒		
T E L	携帯・会社 自宅・その他	—	—
			※日中連絡の取れる電話番号 書類不備の場合に連絡致します。

注 1 外国籍で通称名の併記を希望される方は、通称名も記入してください。

注 2 外国籍の方は、国籍を記入してください。

＊更新をしたい認定業種に有効年月日と大臣認定番号を記入してください。(不明な方は空欄で構いません。)

認定業種 (該当の業種に○を記入)		有効年月日							現在交付されている大臣認定番号						
		平成	年	月	日										
	土木工事業														
	建築工事業														
	管工事業														
	鋼構造物工事業														
	舗装工事業														
	電気工事業														
	造園工事業														

＊貼付する修了履歴の修了番号・修了年月日を記入してください。

監理技術者講習修了番号															
第	一	号													
修了年月日															
令和 年 月 日															

受付処理欄 ※記入不要

1	2	3	4	5	6

## 《ご注意》

- ・大臣認定の有効期限前1年以内に受講した『監理技術者講習修了履歴』の拡大コピーを下記貼付欄に貼付してください。

## 監理技術者講習修了履歴拡大コピー貼付欄

**(大臣認定の有効期限前1年以内に受講したもの)**

**2021年4月26日(月)～2022年4月25日(月)迄に受講したもの**

**資格者証裏面** (修了履歴シールを貼付したのも、または修了履歴が印字されたもの)

または各講習機関発行の修了履歴

**※修了履歴シールの原本は貼付しないでください。**